

事 務 連 絡

平成25年 1月15日

都道府県  
各 指定都市 障害福祉関係主管課 担当者 様  
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」の一部改正に伴う  
留意事項等の説明

平素より、障害福祉行政にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
さて、就労支援事業会計処理基準については、『「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」の改正について』（平成25年1月15日社援発0115第1号厚生労働省社会・援護局長通知）が発出されたところですが、その取扱いにつきまして、『「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」の一部改正に伴う留意事項等の説明』を取りまとめましたので、ご了知いただくとともに貴管内市町村及び障害福祉サービス事業者等に周知していただきますようお願い申し上げます。